締約国に関する情報 ＳＶ	エルサルバドル	附属書　Ｂ１ ＳＶ

一　般　情　報

国内官庁の名称	National Center of Registries (CNR) (El Salvador) （国立登録センター（ＣＮＲ)(エルサルバドル)）
所在地	1ª Calle Poniente y 43 Avenida Norte, Número 2310, San Salvador, El Salvador
郵便のあて名	所在地と同じ
電話番号 電子メール インターネット ファクシミリ装置	(503) 2593 5151, 2593 5444 patentes@cnr.gob.sv http://www.cnr.gob.sv な　し
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？（ＰＣＴ規則92.4）	受理しない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？（ＰＣＴ規則82.1）	受理しない
出願人がＷＩＰＯ ＤＡＳ[1]から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？（ＰＣＴ規則17.1(ｂの2)）	用意なし
エルサルバドルの国民及び居住者のための管轄受理官庁 国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	ＷＩＰＯ国際事務局 又は国立登録センター（ＣＮＲ)(エルサルバドル) 国内官庁に問合せされたい
エルサルバドルが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁[2]	国立登録センター（ＣＮＲ)(エルサルバドル)
ＰＣＴに基づき取得可能な保護の種類	特許，実用新案

［次頁に続く］

1　ＷＩＰＯ ＤＡＳについての詳細情報は次から入手可能である：https://www.wipo.int/en/web/das

2　対応する国内段階を参照されたい。

ＳＶ	エルサルバドル（続き）	ＳＶ
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁に問合せされたい	
国際型調査に関するエルサルバドルの規定（ＰＣＴ第15条）	な　し	
国際公開に基づく仮保護	な　し	
エルサルバドルが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
エルサルバドルが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか，又は出願後に提出することができる。ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合，管轄官庁は当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あ　り（附属書Ｌ参照）	